## 議事日程第5号

令和2年6月19日(金)

- 第1 議案上程(議案第44号から第66号まで及び報告第2号から第5号まで) 議案説明、質疑、常任委員会付託
- 第2 予算特別委員付託
- 第3 議案上程(議案第67号)提案理由の説明(市長)、質疑
- 第 4 予算特別委員会付託
- 第 5 請願上程(請願第 1 号及び第 2 号) 常任委員会付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(18人)

1番 中田謙三 2番 笹 川 圭 光 3番 畠 山 富 勝 4番 伊 5番 鈴 木 元 章 6番 佐々木 克 広 藤宗 就 7番 巳次郎 9番 小 松 穂 積 船 木 正 博 8番 佐 藤 10番 佐. 誠 11番 12番 進藤優子 藤 中  $\mathbb{H}$ 敏 彦 13番 船 橋 金 弘 14番 米 谷 勝 15番 三 浦 利 通 17番 古 仲 清 尚 18番 吉 田 清 孝 16番 安 田 健次郎

#### 欠席議員(なし)

## 議会事務局職員出席者

 事務局長岩谷一徳

 副事務局長清水幸子

 局長補佐三浦大作

 主席主査吉田平

# 地方自治法第121条による出席者

原広 \_ 市 長 菅 教 育 長 栗 森 貢 総務企画部長 佐 藤 透 観光文化スホ。一ツ部長 1/ 玉 博 文 公 業局長 八 端 隆 企画政策課長 伊 藤 徹 病院事務局長  $\mathbb{H}$ 村 力 教育総務課長 太田 穣 選管事務局長 (総務課長併任)

副 市 長 船 木 道 晴 監 査 委 員 鈴 木 誠 市民福祉部長 信 Ш  $\mathbb{H}$ 政 産業建設部長 柏 崎 潤 課 鈴 健 総 務 長 木 政 課 長 代 財 佐 藤 静 会計管理者 平 塚 敦 子 学校教育課長 加賀谷 正 人

#### 午前10時00分 開 議

○議長(吉田清孝君) 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長(吉田清孝君) 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

# 日程第1 議案第44号から第66号まで及び報告第2号から第5号までを 一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第1、議案第44号から第66号まで及び報告第2号から 第5号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、佐藤総務企画部長の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長(佐藤透君) おはようございます。

それでは、私から議案第44号、第46号から第49号まで及び議案第59号、第60号の各議案についてご説明いたします。

恐れ入りますが議案書の1ページをお願いいたします。

最初に、議案第44号男鹿市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する条例について、次のページの専決処分書のとおり、5月25日付で専決処分をしたものであります。

3ページをお願いいたします。

3ページからは新旧対照表となっております。主な改正点についてご説明いたします。

改正後の附則第10条第1項では、第61条の中小事業者等に係る固定資産税の軽減措置と第62条の固定資産税の特例措置の拡充、延長についての文言を加えるもの

で、附則第10条の2では、第27項として新たに加えられた固定資産税の特例措置の対象についての割合を0と定めるものであります。

次のページをお願いします。

附則第15条では、軽自動車税の環境性能割の軽減措置を6カ月延長し、令和3年3月31日までとするものであります。

附則第24条では、個人市民税の徴収猶予制度の特例を新たに加えるもので、前年 同期比で、おおむね20パーセント以上減少した場合に適用され、令和2年2月1日 から令和3年1月31日に納期限が到来するものを対象とするものであります。

以上により、所要の改正を行う必要があったことから、関係条例の一部を改正する 条例の専決処分を行ったものであります。

6ページをお願いします。

次に、議案第46号男鹿市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例などの税制上の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

7ページからは新旧対照表となっております。主な改正点についてご説明いたします。

改正後の附則第10条は、法改正に伴う条ずれの改正であります。

附則第25条として、新たに新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を加えるもので、イベント等の中止に伴い、チケット等の払い戻しを受けない場合、チケット代金を寄附金扱いとして税額控除の対象とするものであります。

次のページをお願いします。

附則第26条として、新たに住宅借入金等特別税額控除の特例を加えるもので、令和2年12月31日までの入居分を対象としていたものを1年延長し、令和3年12月31日までの入居とするもので、それにより控除期間が令和16年度までとなるものであります。

本条例の施行期日は、令和3年1月1日からであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第47号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

10ページをお願いします。

10ページからは新旧対照表となっております。主な改正点についてご説明いたします。

附則第18項から第20項までを新たに加えるもので、現行の減免措置規定では、 最低でも2分の1以上の減少でなければ対象とならないものを、新型コロナウイルス 感染症の影響による場合には10分の3以上の所得減少で対象とするものでありま す。

また、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期が到来するものを減免 対象とするものであります。

本条例の施行期日は公布の日からとするもので、令和2年2月1日から適用するものであります。

12ページをお願いします。

次に、議案第48号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市地域公共交通網形成計画に基づき、市内バス路線の再編を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

13ページからは新旧対照表となっております。

改正の内容といたしましては、第3条の表中、入道崎線の主な経由地から戸沢を削除するもので、入道崎と西黒沢の中間にあるバス停で、周辺に施設や民家もなく、乗降者も稀であることから、その廃止を検討しているためであります。

戸賀加茂線は、男鹿北線の始点を男鹿水族館とすることで、路線名を加茂線に変更 し、主な経由地を桜島とするものであります。また、船越線の下に秋田中央交通株式 会社が本年9月30日で運行を廃止する男鹿北線、船川地区を循環する船川循環線と 脇本船越間を循環する脇本船越循環線を加えるものであります。

14ページをお願いします。

第2項は、路線の再編に伴い、一部の予約運行を見直すものであります。別表第1 では、戸賀加茂線を加茂線に改め、潟西線の次に男鹿北線、船川循環線、脇本船越循 環線を加えるものでありますが、料金については変更はないものであります。

本条例の施行期日は、令和2年10月1日からであります。

次のページをお願いします。

次に、議案第49号男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害賠償責任のうち、一定額を超える部分を免責する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

16ページをお願いします。

条例の条文であります。

第1条は、趣旨規定であります。

第2条は、最低責任負担額を規定するもので、1会計年度当たりの給与額相当の額に、市長については6年、副市長、教育長、もしくは教育委員、選挙管理委員または監査委員については4年、農業委員または固定資産評価員については2年、一般職については1年とするものであります。

次のページをお願いします。

第3条は、損害賠償責任の一部の免責について規定するもので、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは賠償の責任を負う額から第2条の最低責任 負担額を控除して得た額について免責するものであります。

施行期日は公布の日で、施行日以降の行為に基づく損害賠償責任について適用されるものであります。

恐れいりますが、41ページをお願いいたします。

次に、議案第59号財産の無償譲渡についてであります。

譲渡する建物は、旧道村地区コミュニティセンターで、木造平屋建144.38平 方メートルを道村町内会へ無償譲渡するものであります。 次に、42ページをお願いします。

次に、議案第60号財産の無償譲渡についてであります。

譲渡する建物は、旧宮沢地区コミュニティセンターで木造平屋建152.37平方メートルを宮沢町内会へ無償譲渡するものであります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、ご可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、山田市民福祉部長の説明を求めます。山田市民福祉部長【市民福祉部長 山田政信君 登壇】
- ○市民福祉部長(山田政信君) おはようございます。

私からは、市民福祉部に係る議案第50号から議案第55号まで6件の条例一部改 正について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の18ページをお願いいたします。

はじめに、議案第50号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、国より国民健康保険被保険者に対する傷病手当金を支給することについて、各保険者に対し要請がなされておりますが、本条例は、国民健康保険制度において条例で制定し、支給することができる任意給付とされていることから、傷病手当金の支給を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次の19ページから21ページは、改正条例の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、傷病手当金の支給に関する事項を定めるため、附則に第2条から第4条を加えるものでありますが、附則第2条では、支給対象者として給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があり感染が疑われる場合において、その療養のため労務に服することができなくなった被保険者とするほか、傷病手当金の支給額及び支給期間等を定めるものであります。

次のページ、附則第3条及び第4条においては、傷病手当金と給与等との調整規定 を設けるものであります。

施行期日は公布の日からでありますが、令和2年1月1日から遡及し、適用するも

のであります。

次に、22ページをお願いいたします。

次に、議案第51号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、国民健康保険税と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次の23ページから24ページは、新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少に伴う保険料の減免を可能とするため、附則に第12項から第14項を加えるものでありますが、附則第12項では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、介護保険料を納付することが困難である介護保険第1号被保険者を対象とし、減免の基準等を定めるものであります。

また、次のページ、附則第13項においては、申請手続を規定し、第14項においては、附則第12条に該当する場合は既存の減免対象から除くこととするものであります。

施行期日は公布の日からでありますが、令和2年2月1日から遡及し、適用するものであります。

次に、25ページをお願いいたします。

次に、議案第52号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、先ほどの国民健康保険と同様に、秋田県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金の支給にかかわる申請を市が受け付けるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、26ページは、新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、条例第2条の市が行う後期高齢者医療の事務に傷病手当の支給にかかわる申請書の提出の受付を追加するもので、附則に第3条として、秋田県後期高齢者医療広域連合が傷病手当を支給する期間に限り、傷病手当金の支給にかかわる申請書の受付を行う条文を加えるものであります。

施行期日は公布の日からであります。

次に、27ページをお願いいたします。

次に、議案第53号男鹿市家庭的保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、児童福祉法に規定する国の省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに準じ、連携施設の確保の見直し及び居宅訪問型保育実施内容の拡充等の基準を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、28ページから29ページは改正条例の新旧対照表であります。

本条例の改正内容でありますが、第7条第4項の改正は、引き続き教育保育の提供を受けることができる場合、家庭的保育事業所卒園後の受入れのための連携施設の確保を不要とするものであります。

また、第38条の改正は、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な 乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するものでありま す。

施行期日は公布の日からであります。

次に、30ページをお願いいたします。

議案第54号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例も児童福祉法に規定する国の省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに準じ、特定地域型保育事業の運営 基準を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次の31ページから32ページは、新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、第42条の改正で、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合、地域型保育事業所卒園後の受入れのための連携施設の確保を不要とするものであります。

施行期日は公布の日からであります。

次に、33ページをお願いいたします。

次に、議案第55号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてであります。 本条例は、児童福祉法に規定する国の省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部が改正されたことに準じ、本条例の一部を改正するものであります。

次の34ページは、改正条例の新旧対照表であります。

本条例の改正内容は、第11条の改正で、放課後児童支援員の要件について、都道 府県知事、指定都市に加え、中核市の長が実施した研修を修了した者を追加するもの であります。

また、附則の第2条の改正は、経過措置の延長を図るものであります。

施行期日は公布の日からであります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、八端企業局長の説明を求めます。八端企業局長【企業局長 八端隆公君 登壇】
- ○企業局長(八端隆公君) おはようございます。

それでは、私から企業局にかかわる議案第58号についてご説明申し上げます。

議案書の39ページをお開き願います。

議案第58号男鹿市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。新旧対照表であります。

改正内容は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めた規定中、引用する 地方自治法の条項を改めるものであります。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」とするもので、施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、柏崎産業建設部長の説明を求めます。柏崎産業建設部長 【産業建設部長 柏崎潤一君 登壇】
- ○産業建設部長(柏崎潤一君) おはようございます。

私からは、産業建設部に係る議案第57号、第61号から第63号までの各議案についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の37ページをお願いいたします。

最初に、議案第57号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

改正理由は、船越内子団地内の単独市営住宅3号棟の入居者再募集に当たり、住宅使用料の改定及び位置の錯誤を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

この単独市営住宅は、入居15年後、住宅区画地購入を条件に建物を無償譲渡する 住宅となっており、入居者再募集に当たり、平成23年度に入居を開始した当時とは 建築経過年数など状況が異なることから、住宅使用料を改正するものであります。

また、今回の改正事務作業時に条例の位置表示、つまり住所地地番が誤っていることが判明したことから、位置の錯誤を改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表でありますが、改正内容は第2条、名称及び位置は、単独市営住宅2号及び3号棟の地番をそれぞれ1番地772と1番地773にするものであります。

第10条、単独住宅使用料は、改正前の条文に単独住宅3号棟の使用料を、一月3万4,000円とする条文を追加するものであります。

施行期日は公布の日からであります。

次に、43ページをお願いいたします。

議案第61号財産の取得についてであります。

本議案は、平成18年度から使用しております凍結防止剤散布車を更新するため、 車両1台を取得するものであります。

取得の方法は、指名競争入札で、令和2年5月13日に行っております。結果、秋田市の藤髙自動車興業株式会社が2,018万6,390円で落札いたしましたので、本契約を締結するものであります。

取得する散布車は、自走式4輪駆動車、ホッパー容量が2.2立米となっております。

次に、次のページ44ページをお願いいたします。

議案第62号市道の廃止についてであります。

提案理由は、ほ場整備などに伴い、野田新田、八掛台下線など7路線、延長5,467メートルの市道を廃止するもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次にの45ページは、市道廃止調書であります。このたびの廃止路線は、記載の7 路線であります。

なお、路線の幅員、延長、路線箇所図などにつきましては、別冊で議案第62号市 道廃止資料をご配付させていただいております。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第63号市道の認定についてであります。

提案理由は、ほ場整備などに伴い、野石新田・新根岸下線など7路線、延長6,9 95メートルの市道を認定するもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の47ページは、市道認定調書であります。

このたびの認定路線は、7路線であります。路線の幅員、延長、路線箇所図などにつきましては、別冊で議案第63号市道認定資料をご配付させていただいております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしく お願い申し上げます。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、田村病院事務局長の説明を求めます。田村病院事務局長【病院事務局長 田村力君 登壇】
- ○病院事務局長(田村力君) おはようございます。

私からは、議案第56号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の35ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、第4条は業務に従事する職員の賠償責任の免除につい

て、議会の同意を得なければならない場合の金額を定めるものであります。

地方自治法の一部改正に伴い、条文中、引用条項に条ずれが生じたため、新旧対照表のとおり改めるものであります。

本条例の施行期日は公布の日からであります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。15番三浦利通君の発言を許します。

○15番(三浦利通君) 通告してなかったので申しわけありませんけれども、ちょっと考え方、あまり具体、中身には入っていきませんので。

市税の関係ですけれども、ずっと一般質問の中でもコロナウイルスの影響でいろんな経済的な打撃を受ける市民というか業界が出てくると思います。そういった面では、こういう市税の猶予、延納策というのは妥当な考え方なのではないかなと思いますけれども、当局におかれましては、この後、今年度よりも来年度あたり、市税が相当落ち込むんでないかという中で、その辺の見通しなんかどういうふうに、正確にはまだ出されないというか、なかなか難しい面もあろうかと思いますけれども、どういうとらえ方をしているのか。

そういう状況の中で、たまたまきのう、市長の考え方として、財調の部分で、従来から通年の一般会計予算の概ね1割程度、要するに15億円ぐらいを財調に積んで持ちたいというような考え方があったような気がしますけれども、きのうの市長発言では10億円前後ぐらい、現状、いろいろ動いてきましたけれども、10億から20億を目標としたいというような趣旨の発言がありました。気持ちはわかりますけれども、今言ったようなことで当面は、はっきりいえば無理でないかなと。仮に市長が考えているような財調、何かの不測の事態、災害等に備えて財政的な余裕をもたせてやっていこうとすれば、早急にそういうふうな目標をもってやっていくとすれば、相当やっぱり市民サービスの低下がもたらされる懸念があるという、その辺の難しさあるわけですけれども、財政当局、財政にかかわる部課の中でそういう考え方の整理、現状でどの程度お持ちなのかちょっとお聞かせください。

それと、財産取得の議案第61号の凍結防止剤散布車の更新ですけれども、特殊な

車両ということはわかりますけども、従来から物品の購入については、可能な限り地元業者を育成するという考え方の反映で、可能な限り地元から買い求める、調達をするというようなことがあったわけですけれども、今回、結果としては秋田市の業者ということで、指名業者の中に市内の業者何社入っておられたのか。それとあわせて、まるっきり市外の業者に指名がなったのか、市内も何社あったのか、その辺答え話されると思いますけれども、今言ったようなことで地元の業者育成、要するに可能な限り市の税金は市内に落とすという、その考え方がもしかすれば薄くなってきているということはないのかどうか、いやいやそうでなくて、きちっとそのことの考え方というのは持ち合わせながら、すべからくやっているし、やろうとしているんだということなのか、その辺ちょっと考え方の整理をお聞かせください。

#### ○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

#### ○市長(菅原広二君) お答えします。

私のきのうの発言をそういうふうに重く受けとめていただいて非常に責任を感じています。私は、このコロナ対応のいろんな中で、先週の月曜日ですか、いくつかの市町村長、首長と会っていろんな話した中でそういうことを感じたもので、帰ってきてから財調どういうものなんだという、一覧表を見せてくれという話の中で、やっぱり男鹿市が抜けて低いもんですから、それで、その中でどういうふうな対応をすべきかなと、どのぐらいが妥当なんだかなと。今、議員がおっしゃったように、今まではずっと10億ぐらいという話できたと。やっぱりそのとき、やっぱり20億という目標を持ってやれば、また20億ためる気になれるんじゃないかなと、そういう私の思いを伝えたんであって、みんなで意思統一しているわけではないです、正直なところね。

それとまた、今、議員が心配してくれているように、コロナ以降というのは、やっぱり大変な状況になるんだろうと。恐らく秋以降、ますます日本の経済が大変だと。今、補正予算をつけて国が金をくるわけですけども、そのことのしっぺ返しというかね、来年以降の補助金が本当にくるのかなと、そのことも心配あります。税収も減るし、国の補助金も減るし、その対応をちゃんとやっていかなきゃだめだよなと、そういう私の思いです。だから、コロナ以降は何とかみんなでやっぱり引き締めを図っ

て、もっと緊張感を持ってやっていかないと、新しい時代の流れについていけないかなと、そういう危機感を非常に感じているので、そのことを申し上げたかったんです。

詳細については、スタッフから説明いたします。

#### ○議長(吉田清孝君) 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤透君 登壇】

○総務企画部長(佐藤透君) お答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるとおり、今年度のこの状況でいきますと、来年度の税収分についてはかなりの減少が予想されております。例えばホテル業の中でいくと、4月・5月の宿泊者数が、ほぼ1割、2割程度まで落ち込んでいるというところもありますし、仕事を失ったという方もおられるという中でいくと、かなりの減少になろうと想定しておりますが、今現在、どのぐらいの規模でどうなるのかというのはわからない状況であります。

財調の部分のお話にもなりますけれども、現在、事務事業の見直しの中で本市の財政の中では、かなりの部分、切り詰めている状況であります。そういう中で、今後、今ある財調をどんどん積み増していけるのかということになると、これはかなり厳しい面があるというぐあいに感じておりますが、いざというときの財調でありますので、極力節約に努めながら、いくらでも積み増していきながら、しかも市の財政をうまくきり回していけるよう努力してまいりたいというぐあいに考えております。

## ○議長(吉田清孝君) 柏崎産業建設部長

【產業建設部長 柏崎潤一君 登壇】

○産業建設部長(柏崎潤一君) お答えいたします。

このたびの凍結防止剤散布車の入札に当たりましては、指名願が出ております各業者の指名を行ったわけでございますけれども、全部で13社、そのうち3社が市内の業者、自動車整備にかかわる業者となっております。

ただ、今回の凍結防止剤散布車につきましては、仕様の車両が用意できない、それから、取り扱いしていないなどということで、入札辞退が大きくありまして、市内の3社はいずれも入札を辞退しているというような状況になっております。

以上です。

- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。15番
- ○15番(三浦利通君) まず、市税絡みの、要するにこの後の財政運営というか、市 長も、それから担当部長も申しておりましたように、相当厳しい状況で、特に国がも うあのぐらい国債を発行してコロナ対策を講じていると。それは、ある意味ではやむ を得ない正解な考え方ですが、いずれ市長も言ったように、その将来的なッケ、負担 というのは、国民に返ってくるという、東日本大震災の際も特別税を賦課して9年だ か10年、あとそろそろ終わった、終わろうかとなっていますが、ああいう形で国民 負担を求めていく、明確であろうかと思います。

たまたま市長が各近隣の首長さん方の、恐らく雑談的な話の中で男鹿市はいろんな 自然環境とかそういう観光資源とか、すごいいものを持っているというようことの話 を披露しましたけれども、よその首長さんというのはいい話ばっかりで、本当、現 実、生の話ってまさか直接顔合わせて言うことはないと思います。あまり市長、せっ かく人柄いい人ですから、それを受けたかと思いますが、そうでなくして、現実に やっぱりこの後、男鹿市がやっぱり市民所得が、もう13市の中でも尻から2番目 と、こういう状況が、どういうふうにして改善させていくのかという、そのことをよ くしていかないと税収も上がってこないということですから、つけ加えて優秀な職員 がたくさんおるという評価、もちろんそのとおりですが、私からいわせると最近の傾 向として、いろんな計画・プランが外注、今、国、この間ずっと国も批判されており ましたが、よそに外注といえば聞こえが、丸投げする傾向が多分に強くなっている、 何百万、何千万のいろんな計画とか調査とか、それから病院の関係もそうですけど も、すべてとはいいませんが、ある程度優秀な職員であれば、ああいうものは一定の 部分までは職員でもできるんでないかなと。具体的にいいますけれども、議長も何度 かいろんな場で厳しく批判しましたCCRC、国からすべてお金来たがらどって8, 000万近く、7, 800万だっけ、今いろんな機会にCCRCのああいう計画に のっとって、こういうふうに、ああいうふうにして、それがほとんど聞かされないっ て、私からいわせれば大枚な金を、税金をむだにした最たるもんであったんでねがな という気がします。何ぼ国から来るお金であろうが、県で来るお金であろうが、やっ ぱり有効に使うような考え方を、やっぱりより強くもっていかなければ、とてもじゃ ないが一事が万事という言葉がありますので、そういう傾向が強まってくると、すべ

からくやっぱり財政というのはなかなか好転しないんではないかなと思いますので、この機会に、先日、船木議員もコロナ収束後はがらりと国全体も、それから市も変えていかなければいけないんでないかということの趣旨の質疑をしていて、私もそのとおりだと思います。従来の、やっぱりこの機会に、取組、手法を、何とかやっぱりよりよい方向にもっていって、いろんな手だてを展開してくれれば、市長が願うような方向になるのかなと思っています。具体はあまり、こういう場では話する必要がないかと思います。そんなことで、この後それぞれ、市長もちろんですけれども、励んでいただければありがたいと、終わります。

○議長(吉田清孝君) 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第44号及び第46号から第63号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

## 日程第2 予算特別委員会の付託

○議長(吉田清孝君) 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第45号及び第64号から第66号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第45号及び第64号から第66号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

#### 日程第3 議案第67号の上程

○議長(吉田清孝君) 日程第3、議案第67号令和2年度男鹿市一般会計補正予算 (第5号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) ただいま議題となりました議案第67号令和2年度男鹿市一般

会計補正予算(第5号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費を措置したもので、歳入歳出それぞれ2,970万円を追加し、補正後の予算総額を185億4,530万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (「なし」と言う者あり)
- ○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

#### 日程第4 予算特別委員会の付託

○議長(吉田清孝君) 日程第4、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第67号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第5号)については、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第5号)については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

#### 日程第5 請願第1号及び第2号の上程

○議長(吉田清孝君) 日程第5、請願第1号秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書及び請願第2号市議会として、秋田市新屋へのイージス・アショア配備反対の意思表明を求める請願を一括して議題といたします。

本2件は、会議規則第140条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に 付託いたします。

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

#### 休会の件

○議長(吉田清孝君) お諮りいたします。6月22日から29日までは議事の都合に

より休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、6月22日から29日までは 議事の都合により休会とし、6月30日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の 報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前 1 0 時 4 7 分 散 会

# 議案付託一覧表

## 総務委員会

- 議案第44号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議案第46号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 議案第59号 財産の無償譲渡について
- 議案第60号 財産の無償譲渡について
- 請願第 2号 市議会として、秋田市新屋へのイージス・アショア配備反対の意思 表明を求める請願

## 教育厚生委員会

- 議案第50号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例について
- 議案第54号 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につい て

## 産業建設委員会

議案第57号 男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第58号 男鹿市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 財産の取得について

議案第62号 市道の廃止について

議案第63号 市道の認定について

請願第 1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を定める請願書

## 予算特別委員会

議案第45号 令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第3号)の専決処分について

議案第64号 令和2年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)について

議案第65号 令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第66号 令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算(第1号)について

- 302 -
---------